2025 年 6 月号

連絡先：〒573－1105
大阪府枚方市南楠葉 2 丁目 32-9
電話 ： 080-4649-2551
ｅ－ｍａｉｌ：sr-ooi@lapis.plala.or.jp

大井社労士事務所便り

カスハラ・就活セクハラ対策を盛り込む法改正が行われます

６月４日、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律が参議院本会議で可決・成立しました。一部を除き、公布の日から起算して１年６月以内で政令で定める日に施行されます。

◆改正の概要

１．ハラスメント対策の強化【労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法】

①　カスタマーハラスメントを防止するため、事業主に雇用管理上必要な措置を義務付け、国が指針を示すとともに、カスタマーハラスメントに起因する問題に関する国、事業主、労働者及び顧客等の責務を明確化する。

②　求職者等に対するセクシュアルハラスメントを防止するため、事業主に雇用管理上必要な措置を義務付け、国が指針を示すとともに、求職者等に対するセクシュアルハラスメントに起因する問題に関する国、事業主及び労働者の責務を明確化する。

③　職場におけるハラスメントを行ってはならないことについて国民の規範意識を醸成するために、啓発活動を行う国の責務を定める。

２．女性活躍の推進【女性活躍推進法】

①　男女間賃金差異及び女性管理職比率の情報公表を、常時雇用する労働者の数が 101 人以上の一般事業主及び特定事業主に義務付ける。

②　女性活躍推進法の有効期限を令和 18 年３月 31 日まで、10 年間延長する。

③　女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の健康上の特性に配慮して行われるべき旨を、基本原則において明確化する。

④　政府が策定する女性活躍の推進に関する基本方針の記載事項の一つに、ハラスメント対策を位置付ける。

⑤　女性活躍の推進に関する取組が特に優良な事業主に対する特例認定制度（プラチナえるぼし）の認定要件に、求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止に係る措置の内容を公表していることを追加する。

⑥　特定事業主行動計画に係る手続の効率化を図る。

３．治療と仕事の両立支援の推進【労働施策総合推進法】

○　事業主に対し、職場における治療と就業の両立を促進するため必要な措置を講じる努力義務を課すとともに、当該措置の適切・有効な実施を図るための指針の根拠規定を整備する。

【厚生労働省「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律案の概要」】
https://www.mhlw.go.jp/content/001438881.pdf
https://www.mhlw.go.jp/stf/topics/bukyoku/soumu/houritu/217.html

中小企業の正社員賃上げ率 4.03%　実施しない企業も　二極化傾向に～日本商工会議所・東京商工会議所の調査より

日本商工会議所・東京商工会議所は６月４日、「中小企業の賃金改定に関する調査」集計結果を発表しました。全国の会員企業を対象に調査したもので、2025 年４月 14 日から５月 16 日にかけて行い、3,042 社から回答を得ました。

定期昇給とベースアップを合わせた正社員の賃上げ率が平均で４％を超えましたが、一方で、賃上げしない企業も全体の２割に及び、二極化の傾向がみられるとしています。

◆賃上げを実施する企業は全体で約７割、20 人以下の小規模企業で約６割

2025 年度に賃上げを実施した企業（予定を含む）は 69.6％と、前年より 4.7 ポイント低下しました。20 人以下の小規模企業では 57.7%で 5.6 ポイント低下しています。

また、現時点で「未定」との回答は 23.5％で 3.1 ポイント上昇。価格転嫁の遅れや米国関税措置等で先行き不透明感を懸念する声もあり、昨年に比べ、「未定」の回答が増加しています。

◆正社員の賃上げ率は 4.03％、昨年比 0.41 ポイントの増加

中小企業全体の正社員の賃上げ額（月給）は、加重平均で１万 1,074 円と、昨年より 1,412 円上回りました。賃上げ率は 4.03％で、昨年対比では、0.41 ポイント増加しています。

20 人以下の小規模企業では、賃上げ額（月給）は加重平均 9,568 円、賃上げ率は 3.54％で、昨年より 0.20 ポイントの増加です。

◆パート・アルバイトの賃上げ率は 4.21％、昨年比 0.78 ポイントの上昇

パート・アルバイト等の賃上げ額（時給）は 46.5 円、賃上げ率は 4.21％で 0.78 ポイントの増加です。

一方、20 人以下の小規模企業では、賃上げ額は 37.4 円、賃上げ率は 3.30％で、昨年より 0.58 ポイントの減少となっています。

賃上げ率は全体では４％を超えるなど、中小企業も賃上げに最大限努力していますが、小規模企業は全体と比較し賃上げ額・率ともに低位となっていることから、より重点的な支援が求められます。

【日本商工会議所・東京商工会議所「中小企業の賃金改定に関する調査」集計結果】
https://www.jcci.or.jp/20250604_research.pdf

７月の税務と労務の手続提出期限［提出先・納付先］

10 日
- ○ 健保・厚年の報酬月額算定基礎届の提出期限［年金事務所または健保組合］＜７月１日現在＞
- ○ 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付［郵便局または銀行］
- ○ 特例による源泉徴収税額の納付＜１月～６月分＞［郵便局または銀行］
- ○ 雇用保険被保険者資格取得届の提出［公共職業安定所］＜前月以降に採用した労働者がいる場合＞
- ○ 労働保険の今年度の概算保険料の申告と昨年度分の確定保険料の申告書の提出期限＜年度更新＞［労働基準監督署］
- ○ 労働保険料の納付＜延納第１期分＞［郵便局または銀行］

15 日
- ○ 所得税予定納税額の減額承認申請＜６月 30 日の現況＞の提出［税務署］
- ○ 障害者・高齢者雇用状況報告書の提出［公共職業安定所］

31 日
- ○ 所得税予定納税額の納付＜第１期分＞［郵便局または銀行］
- ○ 労働者死傷病報告の提出［労働基準監督署］＜休業４日未満、４月～６月分＞
- ○ 健保・厚年保険料の納付［郵便局または銀行］
- ○ 健康保険印紙受払等報告書の提出［年金事務所］
- ○ 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出［公共職業安定所］
- ○ 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）＜雇入れ・離職の翌月末日＞［公共職業安定所］
- ○ 固定資産税・都市計画税の納付＜第２期＞［郵便局または銀行］

※都・市町村によっては異なる月の場合がある。